

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区御車道通広小路上る九軒町四三三番地、最後の住所京都府福知山市字長田二〇七一番地の一 ケアホーム奏

被相続人 亡 小林 滝朋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

京都府福知山市駅前町三三二 三右衛門ビル二階 塩見法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塩見 満

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市丸岡町今福第三号二三番地、最後の住所京都市右京区西院西寿町一二番地 被相続人 亡 花岡 宏樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

京都市下京区釘隠町二五五番地 小川京都ビル三三三 GAMB A法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹波 斉志

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所大阪府大阪市淀川区西中島五丁目四番三四号 被相続人 亡 玉川 敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府北区西天満三丁目四番四号 イワイビル五〇三

相続財産清算人 弁護士 井上 雅人

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区都島本通三丁目一三番地、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉長原二丁目三番一七号 被相続人 亡 多田 紳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府豊中市本町六丁目一一二五二一〇四号

相続財産清算人 弁護士 大矢 香里

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区加島一丁目二一番、最後の住所大阪府淀川区加島四丁目一六番三五号リュミエール加島三一五号 被相続人 亡 本阪ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府北区天神橋二丁目北一一二八千代ビル東館六階

相続財産清算人 弁護士 杉口 仁

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市高木瀬町大字高木一〇九三番地、最後の住所大阪府東淀川区豊里二丁目八番二五号 被相続人 亡 野田 満男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府北区西天満二一八一五西天満大治ビル六階

相続財産清算人 弁護士 吉原 基

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋四丁目九八番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋四丁目一八番一号 被相続人 亡 篠田 直司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府北区西天満二一八一五西天満大治ビル六階

相続財産清算人 弁護士 吉原 基

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区十八条三丁目七番地、最後の住所兵庫県西宮市山口町名来一〇七六番地一 オレンジ西宮 被相続人 亡 日高麻理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号 ゆとり生活館AMIS五階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮地 重充

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市行徳二丁目二五四番地、最後の住所鳥取県鳥取市行徳二丁目二五四番地 被相続人 亡 奥田 孝代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目六三番地一農協共済福祉事業団第二ビル二階三谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小松 哲也

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区白木町大字志路四八六八番地一、最後の住所広島市安佐北区落合一丁目一七番一二号ひまわり内 被相続人 亡 田川 亀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十二日

広島市安佐北区落合一丁目一四番六号 相続財産清算人 司法書士 黒田 眞幸

## 第71期決算公告

令和8年4月22日

栃木県栃木市沼和田町23番5号

岩下食品株式会社

代表取締役 岩下 和了

貸借対照表の要旨 (令和8年1月31日現在) (単位:千円)

| 科 目  | 金 額        | 科 目       | 金 額        |
|------|------------|-----------|------------|
| 流動資産 | 4,889,622  | 流動負債      | 665,780    |
| 固定資産 | 5,601,422  | 固定負債      | 100,000    |
|      |            | 資本        | 9,725,264  |
|      |            | 資本剰余金     | 98,000     |
|      |            | 資本準備金     | 10,000     |
|      |            | 利益剰余金     | 10,301,264 |
|      |            | 利益準備金     | 70,000     |
|      |            | その他利益剰余金  | 10,231,264 |
|      |            | (うち当期純利益) | (49,402)   |
|      |            | 自己株式      | △684,000   |
| 資産合計 | 10,491,044 | 負債・純資産合計  | 10,491,044 |

## 第5期決算公告

令和8年4月22日

福島県いわき市常磐三沢町傾城作1-2

インターナショナル・ケミカル・エンティティ・ジャパン株式会社

代表取締役 カイラッシュディープ・シャルマー

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目  | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|------|-----------|----------|-----------|
| 流動資産 | 3,903,842 | 流動負債     | 1,727,965 |
| 固定資産 | 2,585,031 | 固定負債     | 1,023,059 |
|      |           | 資本       | 3,737,849 |
|      |           | 資本剰余金    | 246,250   |
|      |           | 資本準備金    | 2,821,785 |
|      |           | 利益剰余金    | 2,821,785 |
|      |           | 利益準備金    | 669,814   |
|      |           | その他利益剰余金 | 669,814   |
|      |           | (当期純利益)  | (263,549) |
| 資産合計 | 6,488,873 | 負債・純資産合計 | 6,488,873 |